境町「地域の教育支援体制等構築事業」謝礼支払基準 さかいっ子未来塾(放課後・土曜学習・日本語)

(平成28年6月1日境町教育委員会教育長決裁)

(趣旨)

第1条 この基準は、境町「地域の教育支援体制等構築事業」における、コーディネーター、 学習支援員(以下「スタッフ」という。)に対する謝礼の支払等について、必要な事項を定 めるものとする。

(謝礼の支払額)

第2条 スタッフに対する謝礼は、別表第1に定めるとおりとする。

(従事時間等)

第3条 スタッフの従事時間は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、教育委員会が特別 な事情があると認めたときは、この限りでない。

(出席確認等)

第4条 スタッフの従事の確認は、教育委員会が行う。

(謝礼の支払方法)

第5条 第2条の謝礼は、翌月末日までに、スタッフが指定する口座に振り込むことにより支払うものとする。

附 則

- この基準は、決裁の日から施行する。
- この基準は、平成31年4月1日から施行する。
- この基準は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (謝礼の支払額)

従事者		支払額			備考
コーディネーター	放課後学習 日本語学習	1回につき	2,	000円	左記の金額は,交通費,通信費を含むものとし,源泉徴収額を差し引き振り込む
	主曜学習 ・未来塾 ・日本語学びっ子	1回につき	3,	000円	
※コーディネーターが学習支援員を兼務する場合には、学習支援員報酬に1勤務につき1、000円を加算する。					
学習支援員	放課後学習	1回につき	3,	000円	
	日本語学習	1時間単位時間	1,	500円	
	土曜学習 ・未来塾 ・日本語学びっ子	1時間単位時間	1,	340円	

別表第2(従事時間等)

			T T			
従事者		従事時間数				
コーディネーター	放課後学習日本語指導	教育委員会との連絡調整により, その都 度設定する	2時間			
		※学習支援員と兼務する場合は1時間を基本とする (学習支援員勤務の30分前,勤務後30分)				
	土曜学習	教育委員会との連絡調整により、その都 度設定する	3時間			
		※学習支援員と兼務する場合は1時間を基本とする (学習支援員勤務の30分前,勤務後30分)				
学習支援員	放課後学習	各会場の定める活動開始時刻の30分前 から活動終了時刻の30分後まで	2時間			
	日本語指導	各会場の定める活動時間	必要に応じて			
	土曜学習	各会場の定める活動開始時刻の30分前 から活動終了時刻の30分後まで	3時間			